



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1

代々木1丁目ビル 14階

TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》相続に関する基礎知識 ～エンディングノートと遺言書～

近年、「終活」、「エンディングノート」、「遺言」等の言葉をよく耳にします。そこで、エンディングノートと遺言書についてまとめてみました。

1. エンディングノートとは

エンディングノートとは、自分の歩んできた道を振り返ったり、病気や死亡といった万一のときの希望や家族へのメッセージなどを書き記したりするノートのことであり、主に下記の様な内容を記載します。

- ・自分自身の歴史
- ・財産の状況
- ・医療・介護や葬儀等の希望
- ・親戚や友人の名簿

エンディングノートは遺言書よりも気軽に作成することが可能であり、残された家族への負担が少なくなります。また、本人しか知らない財産も含めた財産状況の把握に役立つなどのメリットもあります。

最近では、書店で様々な種類のエンディングノートが売っています。チェック式や一覧表に書き込む形式のものもあり気軽に組み立てる工夫がされています。

2. エンディングノートの注意点

エンディングノートは気軽に作成することが出来ますが、注意点もあります。エンディングノートの内容が充実したものであってもエンディングノートには法的効力がありません。

例えば、ご本人が亡くなった後の財産の分け方をエンディングノートに記載したとしても法的効力はありません。もちろん、相続人となる家族がご本人(被相続人)の意思を尊重することは考えられますが、法的強制力はないため、相続人全員で遺産分割協議をしなければなりません。

また、エンディングノートに財産を渡す旨記載があっても、法定相続人でない人は遺言書がなければどんなに親密であったとしても財産を受け継ぐことは出来ません。

3. 遺言書とは

遺言書とは以下の種類があり、法的効力があるものを作成することで相続トラブルを軽減できます。

種類	作成方法
自筆証書遺言	遺言者が日付を含めすべて自署し、押印して作成する方法

公正証書遺言	遺言者が原則として証人2人以上とともに、公証役場に出かけ、公証人に遺言内容を口述し、公証人が筆記して作成する方法
秘密証書遺言	遺言者が記入し、封入封印後、公証人と証人2人の前に封書を提出し、それが自己の遺言書であることなどを遺言者が申述。公証人がこの申述などを封紙に記載した後、遺言書や証人とともにこれに署名し、押印する方法

また、それぞれ以下の様な特徴があります。それぞれの特徴を確認し、ご本人にあった種類の遺言書を選びましょう。

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
①記載者	遺言者本人が自筆	公証人	代筆も可、但し署名は必要
②証人	不要	2人以上	2人以上
③費用	ほとんどかからない	公証役場手数料(証人への手数料)	公証役場手数料(証人への手数料)
④保管	遺言者本人	原本： 公証人役場 正本： 遺言者本人	遺言者本人
⑤紛失・変造	危険性が最も高い	ない	変造はないが紛失はありうる
⑥家裁の検認	必要	不要	必要
⑦内容の秘密	保てる	保てない	保てる
⑧遺言書が無効になる危険性	法定形式に不備があると無効になる可能性がある	原則としてない	法定形式に不備があると無効になる可能性がある

4. エンディングノートと遺言書

このようにエンディングノートと遺言書には記入する内容の広さと自由さに違いがあります。エンディングノートには、ご本人様のメッセージとして自由性があります。また、対象を死亡時のみに限定していない点も遺言書と異なります。一方、前述のように財産分割などの法的効力を目的とする場合は遺言書がいいでしょう。

したがって、まずはエンディングノートを作成し、必要な部分を法的有効性がある形で遺言書にする方法がお勧めです。

5. 結び

まずはご自分の人生を振り返りながらエンディングノートを書いてみてはいかがでしょうか。

エンディングノート、遺言書及び相続のご相談については弊所までお気軽にご相談ください。

(担当：椿 祐輔)